

財関第599号  
令和6年6月28日

各税関長殿  
沖縄地区税関長殿

関税局長 江島 一彦

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和6年7月1日（下記第1の2.、第2の1.から3.まで及び第3については同年10月1日、第1の3.及び第2の4.については令和7年1月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

1. 別紙1-1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙1-2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
3. 別紙1-3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙2-1のように改める。

税関様式C第1006号

税関様式C第1090号

税関様式C第1115号

2. 税関様式C第1090号－1の次に別紙2－2、税関様式C第1105号－2の次に別紙2－3及び別紙2－4、税関様式C第1106号－2の次に別紙2－5及び別紙2－6、税関様式C第1115号－1の次に別紙2－7を加える。
3. 別紙2－8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
4. 別紙2－9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙3のように改める。

別紙1

別紙様式1

第4 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。